

平成30年度第1回
札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会
生活環境保全専門家部会

議 事 録

日 時：平成30年4月26日（木）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（事業廃棄物課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成30年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会生活環境保全専門家部会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めさせていただきます事業廃棄物課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、環境局環境事業部清掃事業担当部長の吉田よりご挨拶申し上げます。

○清掃事業担当部長 皆さん、おはようございます。

清掃事業担当部長の吉田でございます。

本年4月の人事異動で着任いたしまして、この評価委員会への出席は初めてとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会生活環境保全専門家部会の皆様方におかれましては、ご多忙の折、本日の会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより、札幌市の環境行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、昨年12月に開催された評価委員会に引き続きまして、札幌市リサイクル団地内での建設が予定されている産業廃棄物焼却施設の設置についてご審議をいただくものでございます。

前回の評価委員会においては、事業計画についてご審議をいただきました。その際、委員の皆様から大変貴重なご意見を頂戴いたしました。そのご意見を反映させた計画とすることで、評価委員会としては、おおむね妥当な事業計画とお認めいただいたところでございます。

本日は、評価委員会の委員の中でも学識者の専門家の方々にお集まりをいただき、主に生活環境保全上の見地からご審議をいただきたいと思いますと思っております。

後ほど、事業者の方から内容について説明がございますが、本日も忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（事業廃棄物課長） 本日は、専門家部会委員6名中6名全員にご出席をいただいております。出席専門家部会委員が過半数を超えていますので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の7第5項において準用する第7条の4第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日の専門家部会は、前回の評価委員会でお集まりの委員の皆様と重なりますので、恐縮ではございますけれども、メンバーのご紹介につきましては、お手元の名簿と座席表にてかえさせていただきます。

それでは、次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、席次第、資料につきましては1番から5番までとなっております。
お手元に本日の資料はそろっておりますでしょうか。

引き続き、会議の公開についてですが、この会議につきましては、札幌市情報公開条例第21条の規定に基づき、会議の開催について公開となります。

また、議事録につきましても公開となりますが、発言者の表記については、部会長、部会委員、事務局、事業者という形の表記にさせていただきますので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、これより議事に入ることになりますが、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の7第5項において準用する第7条の4第2項の規定により、専門家部会長は専門家部会の議長となるとされております。

ただ、まだ部会長が選出されておられませんので、選出されるまでの間、引き続き、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

2. 議 事

○事務局（事業廃棄物課長） それでは、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の7第2項の規定に基づき、専門家部会長の選出を行います。

この規定では、専門家部会長は専門家部会委員の互選により選出することとされております。

どなたかご発言等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（事業廃棄物課長） それでは、ご意見がないようですので、事務局として発言させていただきます。

平成29年度第1回の評価委員会と議事内容が同じ焼却炉に関するものですので、大気の専門家である村尾部会委員に専門家部会長をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（事業廃棄物課長） それでは、異議なしというお言葉をいただきました。

恐れ入りますが、村尾専門家部会長におかれましては、正面の部会長席にご移動をお願いいたします。

〔部会長は所定の席に着く〕

○事務局（事業廃棄物課長） それでは、村尾専門家部会長からご挨拶をいただきたいと思います。

○部会長 おはようございます。

評価委員会に引き続きまして、進行を務めさせていただきます。

今回の内容は、先ほどご説明があったのですが、前回の評価委員会でも今回の内容にや

や関係した質疑がされたと記憶しております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○事務局（事業廃棄物課長） 村尾専門家部会長、ご挨拶をありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、村尾専門家部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

まずは、この専門家部会の位置づけについて、私もやや誤解しているところがあったのですが、いま一度、皆さんで共有しておきたいと思いますので、事務局からご説明をいただきます。

○事務局（事業廃棄物課長） それでは、私から生活環境保全専門家部会の位置づけについて説明させていただきます。

資料3のガイドラインの3ページをごらんください。

廃棄物処理法第15条の2第3項の規定により、産業廃棄物処理施設の許可をする場合においては、あらかじめ、生活環境の保全に関し、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について、専門的知識を有する者の意見を聞かなければならないこととなっております。それに基づきまして、札幌市では、生活環境保全専門家部会にその役割をお願いさせていただいているところでございます。

お集まりの部会委員の皆様におかれましては、専門的見地からのご意見をよろしくお願いいたします。

なお、この部会において内容についてご了承いただけたら、札幌市としての設置許可に係る審査を行い、市が法に定める許可の基準に適合していると認める場合、処理施設の設置手続が完了する形になってございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

ここを経て、これが手続上最後の委員会になるということでございます。

では、議事（2）一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書並びに生活環境影響調査書に対する生活環境保全上の見地からの調査審議について、事業者と事務局からご説明をいただきます。

○事業者 おはようございます。

公清企業の谷村と申します。

本日は、評価委員会に続いて、専門委員会においても説明の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

この専門委員会にも、前回と同様、申請者である公清企業、焼却炉メーカー、生活環境調査を行ったコンサルが出席しておりますので、説明できるものは後で回答したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、生活環境影響調査報告について、エヌエス環境の片山氏より説明を開始させていただきます。

○事業者 エヌエス環境の片山でございます。

廃棄物処理法第15条第3項で、廃棄物処理施設設置申請に当たっては生活環境影響調査結果の添付が、同法第15条2項第3項で廃プラスチックの焼却施設等、政令で定める施設に係る生活環境の保全に対して専門的知識を有する者の意見の聴取が規定されていること及び指導要綱第25条でも同様の規定があります。したがって、廃棄物処理施設は、周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか否かを判断していただくため、調査結果のご説明をいたします。

左側の図でございますが、調査項目につきましては、生活環境影響調査指針に基づき、選定いたしました。こちらの表で丸を付した項目、煙突排出ガスにつきましては、大気質、悪臭、施設稼働につきましては、騒音、振動、廃棄物運搬車両の走行につきましては、大気質、騒音、振動、及び施設からの悪臭の漏えいを対象項目として選定し、調査予測評価をいたしました。

右側は、予測地点を示した図になります。

赤の四角が計画施設、茶色の線が廃棄物運搬車両の搬入ルートを示しております。施設の稼働に係る影響の予測地点は、最寄りの民家でございます青の丸印の地点、南側でございます。それから、車両の走行に係る項目は、搬入路の沿道で民家が立地する青の丸印、茶色い道路の北側と南側と2地点でございますが、それが搬入路沿道の民家となります。それから、煙突の排出ガスにつきましては、拡散計算をし、最大着地濃度を予測いたしました。

ここからは画面が見にくくなってございますけれども、お手元の資料4の添付資料12の5章、5-2というA3判の折り込みの表が画面と同じ表になっております。5-2ページから説明をさせていただきます。

こちらの表は、煙突排出ガスの調査予測結果を示しております。

大気質の現地調査は、計画地で2季節実施いたしました。

現地調査の結果、二酸化硫黄は0.001ppm、二酸化窒素は0.011ppm、浮遊粒子状物質は0.013ミリグラム/立方メートル、ダイオキシン類は0.044ピコグラム-TEQ/立方メートル、各項目とも、おおむね最寄りの篠路測定局と同程度の値でございました。

二酸化硫黄の最大着地濃度の予測結果は、長期評価である日平均値の2%除外値が0.00320ppm、短期評価である1時間値が0.00561ppmと予測され、長期評価、短期評価とも保全目標を下回りました。最大濃度の出現地点は、長期評価は計画地から1,216メートル離れた地点、短期評価は計画地から60メートル離れた地点となりました。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類についても同様に予測を行い、全て保全目標を下回る結果となりました。

続きまして、5-3ページになります。

廃棄物運搬車両の走行による排出ガスの調査予測結果を示した表になります。

バックグラウンド濃度は、最寄りの篠路測定局のデータといたしました。

交通量の現地調査は、搬入路となる市道福移沼端線の北側と南側で実施をいたしまして、平日の交通量は、北側が約5,000台、南側が約7,000台で、南側のほうが交通量が多い結果でございました。

道路端における二酸化窒素の予測結果は、市道の北側、南側とも0.024ppm、浮遊粒子状物質は、市道の北側、南側とも0.037ミリグラム/立方メートルと予測されまして、保全目標を下回りました。

続きまして、5-4ページですが、施設の稼働による騒音の調査予測結果をご説明します。

現地調査は、計画地におけるL5と最寄りの人家におけるLeqをバックグラウンドとして調査いたしました。

予測は、現況の騒音バックグラウンド値に施設からの騒音予測値を合成することにより行いました。

予測結果は、土曜日よりも平日が高く、敷地境界では、朝が54デシベル、昼間60デシベル、夕が54デシベル、夜間54デシベル、人家では、昼間54デシベル、夜間43デシベルと予測されました。

予測結果は、最寄りの人家では、いずれも保全目標を満足する結果です。

環境保全目標ということで表の右に入れておるのですが、騒音でいいますと、敷地境界の場合は、騒音規制法に基づく規制基準で評価をしております。民家の位置につきましては、騒音に係る環境基準を設定しており、それを保全目標としております。

廃棄物運搬車両の走行による騒音の調査予測結果をご説明します。

表の下半分になります。

現地調査は、搬入路の北側と南側で、騒音と交通量の調査を実施いたしました。

予測結果は、土曜日よりも平日が高く、搬入路の北側では66デシベル、南側では68デシベルと予測されました。これらは、いずれも保全目標を下回る結果となりました。

続きまして、1枚めくっていただきまして、5-5ページになります。

施設の稼働による振動の調査予測結果をご説明します。

現地調査は、計画地と最寄りの人家におけるL10をバックグラウンドとして調査をいたしました。

予測は、現況の振動バックグラウンド値に施設からの振動予測値を合成することにより行いました。

予測結果は、土曜日よりも平日が高く、敷地境界では、昼間56デシベル、夜間55デシベル、人家では、昼間49デシベル、夜間45デシベルと予測されました。いずれも保全目標を下回る結果となりました。

下半分の説明をいたします。

廃棄物運搬車両の走行による振動の調査予測結果を示しております。

現地調査は、搬入路の北側と南側で、振動と地盤卓越振動数の調査を実施いたしました。

予測結果は、土曜日よりも平日が高く、搬入路の北側では49デシベル、南側では57デシベルと予測されました。これは保全目標を下回る結果となりました。

続きまして、5－6ページでございますが、施設からの悪臭の発生の調査予測結果をご説明します。

悪臭の現地調査は、計画地とすぐ近傍でございますが公清企業の既存施設で夏季に実施をいたしました。

臭気指数の調査結果は、計画地、既存施設の風上、風下、ごみピット付近のいずれも10未満でございました。

将来につきましては、現況と同程度になると予測されますので、臭気指数は10未満になると考えられ、保全目標を下回る結果となります。

なお、事業計画の概要でございますが、ごみピットや破碎施設を屋内に設けることに加え、適切な維持管理を徹底する等、事業者の実行可能な範囲内で粉じんや悪臭、騒音などの周辺環境への影響の低減に努めてまいります。

以上で生活環境影響調査結果の説明を終わります。

ご清聴いただきまして、ありがとうございました。

○部会長 事務局から何かございますか。

○事務局（事業廃棄物課長） そうしましたら、続きまして、資料5でございます。

これにつきましては、今回の施設の設置に向けて、影響を受けるであろう自治体の意見を聴取するというところで、江別市の意見を聴取したものでございます。

意見の有無について照会したところ、意見があるということで、資料に記載されております2点について意見がございましたので、これに対する札幌市の考え方についてお話をしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、江別市内に影響を及ぼす事態が発生した場合は、速やかな報告と誠実な対応及び設置者へ指導願いますということですが、これにつきましては、江別市に対しまして、施設の異常時対応は、災害時対応を含め、事業計画に記載されており、札幌市としても先ほどごらんいただいたガイドラインに基づき、指導してまいりました。

札幌市としては、施設稼働後も施設への定期立ち入りなどを行うとともに、施設に異常が発生したときは、適切な対応を行うように指導してまいりますという考え方でございます。

2点目は、設置施設について、江別市内の関係住民へ情報提供願いますということですが、これについての札幌市の考えとしましては、本日の専門家部会において了承いただけましたら、環境保全対策を含め、事業計画として内容が確定することになります。これをもって、どのような形で対応するのか、できるのかということをごをさらに江別市と協

議した上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

生活環境影響調査書についてご説明いただいたわけですが、全体のことを少し復習いたしますと、基本的には、札幌市リサイクル団地内の既存施設を新しいものにするというもので、受け入れの廃棄物の種類は余り変わらず、ただ、今までと違うのは、15時間の運用だったものが24時間になるという点と、施設として破砕施設が加わるということでした。そういった面で言うと、24時間運用、破砕施設に伴う騒音であったり悪臭であったりといったことに注意しなければいけないということではございますが、受け入れ、保管を屋内で行う点について配慮がされているというのが前回の評価委員会のお話でございました。

それでは、今いただきましたご説明につきまして、ご意見、質問をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問については、一問一答という形で進めさせていただければと思います。

いかがでしょうか。

○部会委員 騒音の影響と評価の関係ですが、私から前回の会議以降、施設から発生する騒音について、代表周波数で簡易的な予測をされていたのを全体の周波数でやり直していただきたいという願いをしたと思います。それでやっていただいたということで、それに関連して、少し小さなことですが、お聞きしたいと思います。

まず、資料4の4-112ページに各施設の材質別の透過損失や吸音率があります。上の表に「透過損失及び吸音率」と書いているのは単純な間違いだと思うのですが、上は「透過損失」だけで、「及び吸音率」というのは必要ないと思います。下が「吸音率」ということです。それが違っているというところが一つです。

○部会委員 それから、4-129ページです。

最終的に周波数ごとに全部計算されてA特性に変換されたと思うのですが、真ん中あたりの式の説明のところは全部SPLとなっています。通常はA特性をかけないのがサウンドプレッシャーレベルですけれども、間違いなく最終的にその周波数ごとに重みづけをしてA特性に変換したことは間違いありません。あるいは、最初からA特性で計算したとか、それは間違いありません。

○事業者 それは間違いありません。

○部会委員 それから、予測評価のところですが、4-134です。

先ほども最後のまとめの表のところの説明いただきましたが、最寄りの人家で、環境基準でいくと大丈夫だということで、これは結構なことだと思います。この騒音規制法でいきますと、夜間は境界線上で上回るということですね。上回る主たる要因は、現況はそうだからだということだと思うのですが、確かに途中の計算の値を見ますと、今回の件でいくと50を下回っているということになっています。基準のこうしなさいというのは、実

は、前の4-132に札幌市のガイドラインでこれを守るように示されているということが書いていますので、札幌市の方針からいきますと53デシベルで、現在、これができる前でも既に基準のガイドラインを超えているということになっているのです。こういうところにさらに新たな騒音を加えていいのかという議論が一つあります。通常考えられるのは、発生した場合でも、現況よりも悪くならない、現状非悪化といいますか、そういう考えだと思うのです。これが超えてしまっているということをどう考えるかという問題が一つあると思います。環境基準が満たされているのだからいいという考えもあるでしょうし、私としては、現在、そういう基準値を超えているものに関しては、さらにそこに騒音を加えるということは好ましくないだろうという考えでありますけれども、このあたりは事業者の方だけではなくて、ほかの分野でも同じことが言えるわけですので、少し皆さんのご意見をお聞きできれば、あるいは、役所もこういう指針をガイドラインに出していますから、こういう場合にどうしたらいいのかということについて、少しお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○部会長 今のご指摘は、環境影響評価審議会の場合でもよく議論されるようなことでして、私もその議論について経験がございます。要するに、環境影響評価審議会もそうですし、この場合もそうですが、そもそも現況で環境基準を超えている場所に計画が出てきた場合に、例えば、私どもがこういう委員会でその事業が出てきたときに言えることというのはなかなか難しいところがあって、現況を余り変化させないということで、過去にはそういうことで受け入れているのだというお話だったわけですが、まず、そこは札幌市としてこの委員会にこの計画が上がってくる段階で判断される問題なのだろうと思っておりますが、市のほうで何かお考えはございますか。

少し雑談的なことで申し上げますと、昔々に、東京だったか、大気汚染の環境基準を上回っているところに高速への取り付け道路を計画して、それはだめだということがあったかに聞いてございます。それは、アセスの段階まで行ってだめなのではなくて、そもそもそういうところに計画することを受け入れないというようなことになったように聞いてございますが、恐らく、この委員会に上がってくると、私どもは、生活環境に影響があるかどうか、できるだけ低減するようなことをやっているかどうかということ審議する場になってしまいますので、なかなか難しい議論ではあるかと思います。

○事業者 追加で、もう少し結果を説明させていただきたいのですが、4-129ページに結果の表が載っております。この表の中で現況と書いている数字が計画地の今現在の測定結果ということになります。それから、寄与という部分に44、36、35という数字がございますが、これが今回計画をする施設からのレベルとなります。供用時というところが両者を合成して予測結果としているものでございます。

寄与という部分は、44デシベルということで、これについては、当然、規制基準を大きく下回るように事業者としては最大限の防音対策をして低減させているわけでござい

すが、現況と足すことによって、わずかですが、1デシベル増加するということが結果の詳細でございます。

○部会長 その点はちゃんと理解しているつもりです。

この議論はよくある話というか、私自身もこういうのは出てきたときにどう判断したらいいのかなというのは昔から悩んでいるところではございます。恐らく、先ほど部会委員がおっしゃったように、現況をさほど大きく悪化させないというので上がってきたというのが最終的な結論になるのではないかと思います。

○部会委員 そういうことだと思うのですが、これまでも別な会議で何度かあったのですが、一応、音の弁別閾といいますか、1デシベル違うとやっぱり違うのだろうという前提があるわけですが、合成して四捨五入して変わらなければ、一応、現状非悪化ということでもいいかなということで、やむを得ず進めてきたことはあります。

むしろ、それより重要なのは、先ほど部会長がおっしゃった考え方ですね。今、既にガイドラインを超えているのに、そこにさらに負荷を与えていいのかということは、まさにガイドラインをまとめられた役所の考え方が大変重要な気がいたしますので、そのあたりのことをお話いただければということをお願いしたのです。もちろん、委員の方もそうですが。

○部会委員 どちらが正しいという話ではないのですけれども、考え方ということですが、今のようなお話が、例えば、基準超えというのが非常に悪質で違法な段階なら当然とめるということになると思うのですけれども、今、皆さんがお話しになったように、そこには至らないけれども、基準を超えている場合はどうかというグレーな場合ですね。これは、環境面だけからの評価でできるのかというのが私の疑問なのです。恐らく持続可能な開発とか発展とかというのは、経済的あるいは一般社会の他の目標、それから、必要性や合理性、それから、環境面での悪影響などのバランスを考えながら事業計画をしていくわけで、非常に社会的に有用性が高い施設であれば、リスクが管理できる範囲であれば、絶対基準を若干超えていても許容すべきだという判断になると思いますし、そうでないなら、そうは言えないということになると思います。

そうすると、ここでどこまで評価していいのかというのは、今まさに部会長がおっしゃったような話で、生活環境面だけで評価をしなければいけないと考えるのか、それとも、社会的なその他の合理性に関しては、一応説明を求めて、そこの関係で、こちらとしてはリスクの評価のあり方に反映していいのかというところをちょっと確認させていただければと思います。

また、最終的にそれを決めるのはやはり市だと思うのですが、今ご検討されているように、市として、そもそも今のおっしゃったような生活環境評価の場面で非常に厳しい基準を求めるということを方針としているのか、それとも、今のように他の合理性とのバランスの中で、時にはこちらの生活環境上の考慮が一步譲る場合もあり得ると考えているのかという一般的な方針と、例えば、リスク評価の段階でもそういうことを考慮する余地が科

学的にはないと思うのですが、社会環境上の評価としてあるのであれば、そういう説明は事業者のほうからできるのかというあたりをお伺いできればと思います。

○部会長 きょうはちょっと余裕があると思ってこういう話を進めたのですが、少し難しい話になるので、ちょっとだけ時間を置かせていただいて、ほかの質問があれば先に進めたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○部会委員 江別市との対応で簡単な確認ですが、事故時の対応というのは、きちんと管理して指導していく方針であるという今のご説明だったのですが、江別市からの要望の中には速やかな報告ということが入っていましたので、報告についてはどうされるのか、それから、江別市の住民への情報提供ということを求められておりますので、こうした他市への報告、住民への情報提供をどういうメカニズムでやっていくのかということも、もしご予定があれば教えていただければと思います。

また、1番目が一般廃棄物、2番目が産業廃棄物に関する意見ということで、今回の焼却処分は産業廃棄物かと思うのですが、一般廃棄物について来ているのはどういう趣旨なのかということもあわせてご説明いただければと思います。

生活環境保全上のこの図にも、施工後のリサイクルと焼却施設がともに表示されていて、今現在の評価というのは、焼却施設についてご審議をされているかと思うのですが、このあたりの関係もよくわからないので、あわせてご説明いただければと思います。

○事務局（事業廃棄物課長） この施設につきましては、一般廃棄物も焼却する対象になっていまして、感染性廃棄物に関して対象としているので、一般廃棄物についても焼却施設というところを含めて、江別市に対しては意見を求めたということです。

それから、速やかな報告というのは、当然、事態が発生した場合、今、どういう形ですかというシステムを構築しているわけではないのですが、そういう不測の事態が生じた場合については、状況について札幌市が知り得るものについては、速やかに江別市の担当部局の方と情報を共有するというふうに考えております。ただ、何時何分にどういう回路を使ってというところまではまだ考えていないのですが、一般的な話としては、すぐに提供するというふうに考えております。

それから、関係住民への情報提供ですが、行政区域をまたいだ形での住民の方とのやりとりということになりますので、江別市のほうでどのようなイメージをもって情報提供を求めているのかを確認しながら、必要なものについては、札幌市がすべきものについてはしていきたいと考えているところです。

○部会委員 ありがとうございます。

こうしたことは、恐らくほかの場面でも出てくると思いますので、アドホックに対応しますというより、例えば、具体的にこういう手順でどれぐらいの期間に必ず報告しますとか、どこの部局同士でやるという取り決めをして、江別市の住民も知り得る状態にしておいたほうが、双方の信頼関係の構築という意味ではいいのではないかと思います。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。

○部会委員 先ほど先生もおっしゃったのですけれども、今回の生活環境影響調査の結果について、前回話をしていたときは、廃石こうボードリサイクル施設は別扱いと説明を聞きましたが、今回、一緒に入って評価されています。違いましたか。

○事業者 破砕というのは、焼却の前段階のことを言っていて、廃石こうボードとは種類が違います。今回、告示縦覧する対象施設は焼却炉ですし、そのことに対して告示縦覧して、なおかつ15条の関係で専門家の方に意見を伺うという範囲です。

○部会委員 でも、入っていますよ。

○事業者 影響評価のことですか。

○部会委員 そうです。生活環境影響調査のところに三つとも入っているのです。焼却施設、破砕施設、廃石こうボードリサイクル施設の全てが入っているので、どういう手順でやっていくのかわかりません。前回はまだ焼却施設だけの話を進めていて、今回はなぜ一緒にやるかが全然わからずに資料をいただいているのです。

○事業者 廃石こうボード施設は、この委員会とか専門家委員会の対象施設ではないよということです。ただ、生活環境影響調査については、同じところに建てる建物で負荷がふえるということも含めて、それは一緒の対象にして測定しているというか、評価しているという形です。ですから、この委員会では廃石こうボードのことは出てこないという形になって、焼却施設に対しての破砕と焼却に対しての審議をしていただく場所だと思います。

○部会委員 この資料をいただいたときにそういう説明が全然なかったもので、前の説明では廃石こうボードは別扱いだという話だったのにここに出てきたので、ちょっとわかりませんでした。

○事業者 生活環境影響調査だけは、現況調査もそうですけれども、その全てのものから出る音などが対象になりますので、それを含めた形の評価をしています。

○事務局（産業廃棄物係長） 今のお話に補足させていただきますと、先ほどの繰り返しになるのですが、焼却施設が稼働していくときには、廃石こうボードの施設も動いているというところで、アセスの中では、その廃石こうの条件を含ませていただいているというところになります。

○部会長 ほかにございますか。

では、先ほどの件は先生にうまくまとめていただいたと思うのですが、恐らくこういった委員会に計画自体が上がってくるというのは、環境だけではなくて、さまざまなことで必要な計画なのだというので上がってきて、私どもは私どもで、環境への影響が容認できる範囲にあるかどうか、それに対する対策がきちとなされているかということ役割分担としてやっていくということに最終的にはなるのだろうと思います。

ただ、今回の場合、プラス1デシベルが大きいかどうかというのは、専門家の判断に委ねるしかございませんので、そういったことかと思います。

幸いなことに、人が住んでいる場所は、敷地境界は確かに高いのだけれども、人家のほ

うは環境保全目標を十分下回っているということですので、そんなところで理解するのかなというふうに思っています。

いかがでしょうか。

私からつけ加えるとすると、大気のほうは、評価委員会でかなりご質問させていただきましたが、どちらかというと、メーカーのほうは、最近、コンプライアンスがきつ過ぎるというか、ここまでは排出を抑えるという値を使っていますので、かなり安全側の予測を行っているという評価委員会でご説明いただきました。恐らく、その予測よりもかなり低い結果になるというのは間違いないと私も思いますので、大気のほうはこれで結構かと思っております。

○部会委員 私もこの結果がとんでもない結果だと言っているわけでは全然なくて、私は、どちらかというと環境基準派なものですから、人間が直接影響を受けるところで、それはクリアできているのは結構なことだと思っております。

ただ、場合によっては、環境基準についても今回のガイドラインの値に関して問題にしていることと同じようなことが起こるケースもあり得るわけです。そういうことを考えた上で先ほど意見を言わせていただいたわけですが、そういうときにはどうしたらいいのかということ部会委員の皆さんや役所の方に考え方を教えていただきたいと思っております。

部会委員のおっしゃったこともよくわかりますけれども、私としては、環境の特に音のことしか判断できないものですから、経済的な全体の話ということになると、この場ではとても意見は言えません。結果的にどういうふうになるかは、ここで全てが決まるわけではないでしょうから、私の立場から意見を言わせていただいたということです。特にこれがだめだと言うつもりはありません。

それから、先ほどのガイドラインを既に超えている場合の議論については、役所の方に、次回で結構ですが、そういう扱いをどう考えられるのかということ少し教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○部会委員 私は、決して経済のために環境は少し我慢すべきだというつもりで言ったわけではもちろんないです。

ただ、私たちとしては、社会経済的な合理性というのは判断しようがないわけで、これは行政の内部でされているということに全面的に依存しなければならないのです。その上で許容範囲と見るかどうかというのは環境上の評価でやるわけですから、そこは逆に役所として、確約は難しいですが、こういう方針できちんとやっているということをおっしゃっていただくとか、仮に何か問題が生じた場合に、そういう合理性がなかったということがあった場合にどうなるのかというあたりについては、札幌市として一般的な方針で考えていくのかということについて、ぜひこの場でもお聞かせいただければと思います。そうでなければ、安心して環境面だけの評価をしていいのかという疑問がやはり残るといことだと思っております。

○事務局（事業廃棄物課長） 先ほどの保全目標の部分ですけれども、これはガイドライ

ンということになって、札幌市が独自で定めている部分になります。既にこれがそのレベルとして現況を超えているという状況があって、本来であれば、この目標のほうに少なくとも近づいていくのが環境的には正しいやり方というのはそのとおりだと思います。

数字的に申し上げますと、夜間で53デシベルが54デシベルにふえるというところと、部会委員がおっしゃったようにこの施設としてのありようを許容範囲とするかどうか、どのようなスタンスで臨むかについては、その辺で検討した上でまたお知らせをしたいと思います。ここがふえていることについてどう考えるかを明確にすべきだという意見を当部会でいただいたので、それを踏まえた上で見解を出して、実際の許可審査に進むべきであるということについてご意見をいただいたということで考えていきたいと思います。それについては、後ほど個別にお知らせしたいと思います。

○部会委員 今のような形で、まず、私どもが知れる状況になるというのはありがたいのですが、最近の考え方としては、そうした持続可能アセスというように、環境面だけではなく、社会経済的な合理性もあるのかということをもう少し透明なところで評価をしていく流れもあります。今後の考え方としては、そうした評価のプロセスも表に出して、そこには市民が意見を言えるとか、そういう形の制度もぜひご検討いただければと思います。

○部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○部会長 事業者に対する質問はほとんどなかったような感じがしなくもないのですが、もし何か説明いただける部分があれば、後日、市のほうでまとめていただくということになるかと思います。専門家部会でのこの申請に関する審議は十分出尽くしたと思っておりますし、先ほどの環境的な面から言うと大きな支障はなさそうだという結論になるかと思います。

何か問題を残してもう一回やらなければいけないという状況にはないように思いますので、専門家部会として、この内容に関して了解するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○部会長 ありがとうございます。

きょうは、主に環境に関する委員会のあり方みたいなご意見をいただいたような気がいたします。

最後に、全体を通して何か言い残したことはありませんか。

○部会委員 先ほど部会委員からあった対象施設が環境影響評価でふえているというのは、なぜこれとこれがふえたかという説明をしてもらわないと、評価する側としても困ると思うのです。本当にその二つだけでいいのか、そういう根拠があるのかどうかということも示していただきたいと思います。

○部会委員 別の話になってしまいますが、きょうの議論の範囲は、生活環境影響調査だ

けですか。前の許可申請書の内容のところは触らないということですか。

○事務局（産業廃棄物係長） 生活環境保全専門家部会ということで、主に生活環境影響調査についてご議論いただく場でございますけれども、ほかにもお聞かせいただけるご意見があれば、言っていただきたいと思います。

○部会委員 資料を読んでいったときに、細かいところですが、別紙5のところとかに間違った記述がありました。

水銀除去について話があるのですけれども、バグフィルターでの「消石灰・活性炭噴霧による水銀除去」について「消石灰」は完全に水銀除去には関係ありません。ですから、これは削除したほうがいいのではないかと思います。これ（水銀）は活性炭で除去されるので、修正をお願いします。

○事業者 これは、バグフィルターに、常時、活性炭と消石灰を噴霧しているものですから、水銀もその中に入っていけば吸収されますよという意味で書いてあります。消石灰では吸着せず、活性炭だけで吸着するのはわかっていますけれども、消石灰を抜くことは可能なので、変更します。

札幌市としては、そのまま削除でよろしいのでしょうか。

○事務局（産業廃棄物係長） そこは、後ほど公清企業と協議させていただきます。

○部会委員 こちらの内容は修正できないものですか。

○事務局（産業廃棄物係長） そういうことではないので、そこは協議をさせていただきます。

○部会委員 また、計算のところですが、1-1の処理能力計算書のところで、減温塔の温度を180度まで下げているのですが、それ以上下げることは難しいものですか。

例えば、170度とかに下げるとしたら、酸性ガスとか、同じ薬剤添加量でも除去率はかなり下がると思うのですけれども、やっぱりこれは水噴での限界なのですか。

○事業者 そういうわけではないです。確かに、温度を下げていくと効率は上がるということはありますが、同時に酸性ガスによる低温腐食の問題も局部的に出てきます。それで、私どもとしては、最適な温度として180度を設定させていただいています。一応、法律上としては、おおむね200度以下とうたわれておりますが、それよりも低温側の処理を行うという計画です。

○部会委員 もうちょっと170度になるといいかなと思ったのですけれども、水噴だけだとちょっと限界かなとも思ったのですが、そういうわけではないということですね。

○事業者 そういうことではないのですけれども、180度で計画して、そこから1、2度の変動はありますけれども、バグフィルターのロスということより、腐食の関係も考慮した上で設定した温度になっています。

○部会委員 最後にもう一点聞きたいのですけれども、窒素酸化物が250ppm以下と書いています。これは計算から出た数値ではなくて、これは保証できますということだと思ってしまうのですが、実績ということですか。

○事業者　そうです。実績上、250ppm以下は燃焼管理で可能なので、そちらで設定させていただいています。

○部会委員　計算上、普通はどのぐらいですか。250ppm以下なのですか。

○事業者　そこは入れる廃棄物によって変動がありまして、NOxに関しては、実際の計算ということができないのです。例えば、HC1のように1対1の反応ではないのでなかなか難しいのですけれども、実際に250ppmになることはまれなのです。平均はどれぐらいかといいますと、いろいろ変動はあると思うのですけれども、一般的には100ppmから150ppmの間ぐらいで推移している状況です。

○部会委員　炉内還元もしないのですね。なので、何かあったときの対策というか、ほとんどそういうことはないという前提で考えていいですか。

○事業者　そうです。今回のものに関しましては、炉内還元のほうは、装置はついていないのですけれども、高温異常など、NOxが異常に発生するような条件は回避するような装置にはなっておりまして、それで発生抑制ということは検討しております。

○部会委員　わかりました。ありがとうございます。

○事務局（事業廃棄物課長）　先ほどの廃石こうボードの関係ですが、先ほど公清企業さんのほうからもお話があったと思いますけれども、環境アセスについては、恐らくこの焼却施設が稼働し始めたときに環境に影響を与えるであろうという要素、この時期には、今回の施設の評価自体には廃石こうボードの関係のプラントは入っていないのですけれども、それが稼働すれば、騒音とか、同時に環境に影響を与えるものも入れた上で環境アセスの数値を算出したということですね。

○事業者　はい。

○事務局（事業廃棄物課長）　なので、あくまでもそのプラントについて、今回、俎上に乗っている部分の許可に関する部分に廃石こうボードも入っているということではなくて、この環境アセスについては、同時に稼働して、与えるであろうものはもう載せたということです。例えば、廃石こうボードを全然載せないで、実際の段階で稼働したときにどうなるかというのは、やはり住民の方に影響があるので、予想されるマイナス要素かプラス要素かわかりませんが、そういう影響を与えるものについては、あえて載せて皆さんにご提示したということでもあります。

○部会委員　だから、それをわかるようにしてくださいということです。

○事務局（事業廃棄物課長）　済みません。

○事業者　釈迦に説法なのでしょうけれども、整理をすれば、きょうの審議もそうですが、廃掃法の第15条の特定施設ということで申請を出しておりまして、それは焼却炉で、廃石こうボードは対象施設になっていないのです。第15条の申請を出したときにあわせて第3項の中でアセスの結果を添付しなければならないということになって、規則的には焼却炉だけなのですから、今、事務局の方がおっしゃったとおり、関連があるものから、それも含めて安全サイドでアセスをしたということです。

あわせて、専門家委員会も同じような形の中で、第15条の2の第3項の中で専門家の意見をいろいろ聞くという形で、それに対しては、法律的には、廃棄物処理とか、騒音、振動、大気、悪臭ということに限定されますけれども、私どもとすれば、その説明の資料で一番わかりやすいのが今回のアセスの結果ということを踏まえて、それを中心に説明したということでございます。

いずれにしても、法律的な要件だけではなくて派生することもありますし、先ほど言われました騒音の基準を超えて1デシベルがどうこうということに対しては、現実的にはおっしゃるとおりですので、事業者として、可能な限り住民に迷惑をかけないとか、低減するように、行政の指導を受けながら、より快適な環境を維持していくように努める所存ですので、よろしく願いいたします。

○部会委員 廃掃法第15条の規定に言及いただいたので、念のために確認ですが、廃掃法の規定上は、許認可権限があるのは都道府県知事ということだと思います。今回の札幌市の審議と最終的な知事の許可との間にはどういう経路があるのかをご説明いただきたいと思います。

○事務局（産業廃棄物係長） 政令市につきましては、今回、札幌市内の施設でございますので、札幌市が許認可権限を持って審査する形になりますので、今回の申請も、この部会も札幌市のほうでやらせていただいております。

○部会長 最後に一言だけ感想ですが、きょうに至って、ようやく評価委員会と専門家部会の役割分担が少しだけわかったような気がしました。

きょう、ここに来るまでは、専門家部会を先にやって、最後に評価委員会があるべきではないかと思っていたのです。それで、評価委員会でこれが妥当な計画であるという結論を得てから専門家部会があるのはどうかと思っていたのですが、位置づけを少しは理解できたような気がしております。

次回がいつあるのかわかりませんが、恐らく、次回、また違ったメンバーで委員会を開くときに、ここの位置づけ、役割分担をしっかりとご説明いただいてからやったほうがいいのではないかという感想を持ちました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（事業廃棄物課長） 専門家部会委員の皆様には、関連なご意見とご質問をありがとうございました。

今後の予定といたしましては、いただきましたご意見、ご指摘事項を取りまとめて、議事録とともに、きょう参加されている専門家部会委員の皆様にもまずご報告いたします。その上で内容についてご確認をいただきたいと思います。あとは、こちらにいただいた宿題等も整理をした上で手続を行っていきたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（事業廃棄物課長） これをもちまして、平成30年度第1回札幌市廃棄物処理

施設設置等評価委員会生活環境保全専門家部会を終了したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上